

一般社団法人島根県理学療法士会旅費規程

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人島根県理学療法士会（以下「本会」という）が事業等の遂行にあたり、関係者に対して支給する旅費に関する事項を定め、適正な運用を図ることを目的とする。

(適応範囲)

第2条 本規程は、本会が主催または関与する事業、会議、研修会等において、会長の命または担当部局の依頼等により移動を伴う活動を行う者に対して適用する。

(旅費の区分)

第3条 旅費は以下の区分により支給する。

1. 交通費
2. 宿泊費
3. その他必要と認められる費用（有料駐車場等）

(交通費の算定)

第4条 交通費は、以下の基準により実費を支給する。

1. 鉄道利用の場合
 - ① 片道80km未満：普通乗車券の実費
 - ② 片道80km以上：普通乗車券および急行券の実費
※グリーン席・指定席料金は支給対象外とする。
2. バス、船舶、航空、有料道路利用の場合は、実費を支給する。
3. 自家用車利用の場合
 - ① 1kmにつき20円を支給する。
 - ② 走行距離は合計距離の小数点以下第1位を四捨五入して算出する。
 - ③ 乗り合わせの場合は、車の所有者または主に運転に従事した者を支給対象とする。
4. 有料駐車場利用について
 - ① 原則として、施設附帯の駐車場または一日上限金額が設定されている駐車場を使用すること。
 - ② やむを得ずこれに該当しない駐車場を利用する場合は、事業を所轄する局長に事前に内議し、承認を得た場合に限り実費を支給する。

(宿泊費の算定)

第5条 宿泊費は、以下のいずれかの条件に該当し、宿泊が必要と認められる場合に限り支給する。1泊につき10,000円（政令指定都市および東京都23区は12,000円）を上限とする。

講師等、理事会が必要と認めた者については、宿泊費を全額実費で支給する。

1. 用務地への移動に際し、当日午前7時までに自宅を出発しても用務開始時刻までに間にあわない場合
2. 用務終了後に帰宅した場合、午後23時までに自宅に到着することが困難な場合。

(支給方法)

第6条 旅費は、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

(規定にない事象への対応)

第7条 本規程に定めのない謝金等の支給については、理事会の議を経て決定するものとする。

(改廃)

第8条 本規程の改正または廃止は、理事会の議決によって行う。

附則

この規程は令和7年10月1日から施行する。

なお、「講師謝金及び旅費等に関する規程」、「日当の支給に関する規程」は本規程の施行に伴い廃止する。